

## 糖尿病医療連携圏域別検討会設置要綱

平成20年11月27日付20福保医政第1021号  
改正 平成24年3月30日付23福保医政第1983号  
改正 平成25年3月7日付24福保医政第1897号  
改正 平成30年3月30日付29福保医政第2414号

## 第1 目的

地域の実状に即した糖尿病医療連携体制を構築するため、東京都糖尿病医療連携推進事業実施要綱（平成20年11月27日付20福保医政第1021号）の定めるところにより、原則、二次保健医療圏の単位に、糖尿病医療連携圏域別検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## 第2 検討事項

検討会は前項の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 圏域内での糖尿病治療に係る医療資源の調査及び把握
- (2) 糖尿病医療連携に資する医療機関リストの作成・周知
- (3) 糖尿病医療連携に資するツールの活用促進
- (4) 「糖尿病地域連携の登録医療機関」制度に係る取組
- (5) 糖尿病性腎症重症化予防を含む糖尿病の合併症予防等の総合的な取組
- (6) 地域の住民及び医療従事者に対する糖尿病対策に係る普及啓発活動
- (7) その他、糖尿病医療連携体制の構築について、地域の特性に応じた対応が必要な事項

## 第3 検討会委員の構成

地域の中核病院、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、地区栄養士会、区市町村、その他関係機関等に所属する者から構成する。

## 第4 検討会の運営方法

原則として、各二次保健医療圏内の糖尿病医療連携において中核的な役割を担う病院等に事務局業務を委託して運営する。

## 第5 経費の負担

委託を受けた病院がこの要綱に基づき実施する事業の経費については、別に都と病院等の間で締結する「業務委託契約書」に基づき、予算の範囲内で支払うものとする。

## 第6 補足

- 1 委託を受けた病院等は、この事業の実施に当たり、地区医師会及び関係機関と密接な連携と協力のもとに実施するものとする。
- 2 委託を受けた病院等は別に定めるところにより、事業の実施状況等を都に報告するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成20年11月27日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。